

# みぶ町政だより



# 6月号

昭和47年6月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場 (毎月24日発行)

昭和34年9月30日第三種郵便物認可 一部 7円



## 季節保育所が開設

— 藤井の円照寺 —

今年も農家にとって一番忙しい季節を迎え、子どもを水難や交通事故から守り安心して農作業ができる季節保育所が、藤井の円照寺境内に開設されました。

この保育所は、6月7日から1カ月間にわたって開所されています。9年目を迎えた保育所には、今年は27名の子どもたちがお世話になっています。

円照寺境内には、ブランコ、すべり台、砂場などりっぱなものがあり、子どもたちは毎日楽しく遊んでいます。

子どもたちの面倒は、住職の石川清俊氏をはじめ宇都宮保育専門学院の生徒さん、壬生高、栃農高の生徒さんたちが毎日見てくださいます。

今月の人口	
総人口	26,923
男	13,388
女	13,535
世帯数	6,125

おらが壬生町 おらが手で



### のないきれいな町に

## 環境をとりもどそう!!

**ゴミ・危険物は収集日に**

最近ゴミの捨て置きがあらちに見られます。とくに農科部の川や山にビニールが捨てられているのが目立ちます。

ゴミを捨て置きにすることは、非常に環境衛生美観上からも周囲に迷惑をおよぼします。

町では、この清掃対策として、ごみ収集車による巡回収集、危険物の収集を行なっています。しかし、ゴミのない住みよい町にするためには、なんといつてもみなさんのご協力がなければ住みよい環境づくりは出来ません。

みなさんに次のことにご協力をお願いします。

- ① ゴミの収集は、一部の地域を除いて週二回の巡回を実施しています。また、川や山などにたくさんゴミを捨ててある人がいるようですが、これは収集日に指定された場所に出せば巡回日に収集車で運ぶことになっていきます。
- ② これから夏を迎え、水分の多いゴミが出されるようになります。そのため、焼却炉の破損の原因や作業の能率がたいへん遅れます。
- ③ 水分は十分に切ってから出すこと。
- ④ R・Hは指定日に指定場所に出すこと。

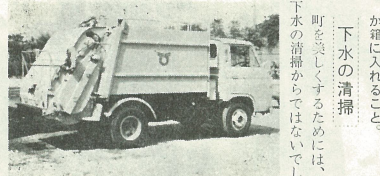
① アール以上は農地を耕作しては、その配偶者、年間おおよそ六十日以上耕作に従事している人です。

今年一月一日現在で調整した本町の農業委員会選挙人名簿に載っており、選挙権を失なわれない人は、

立候補できる人

壬生町農業者委員の選挙権のある人。

また、選挙人名簿に登録されてない人でも、七月十四日現在で二十歳の人は立候補できます。



新しく購入したゴミ収集車

**ゴミ収集車を購入**

現在、二台の収集車で巡回していますが、そのうち一台が古くなったため、二〇〇〇年一五、一六二万円で新しく購入しました。

新しい車は新式の形で、これによって、収集作業の能率も上り、威力を發揮しています。

**移動図書館**

—だれでも利用できます—

7月7日	中央公民館	13時30分
"	稲葉公民館	14時30分
"	南犬飼支所	15時30分

いずれも停車時間は40分です。

**危険物は収集日に**

必ず収集時までに出すこと。

この危険物の収集は、現状のとおり、三年三回の収集になっています。これをいっしょに片づけた後、また危険物が山になっていったら、また見かけます。

危険物は、役場から「危険物を集めます」という回覧が回つてから、一定の場所に出してください。

① 特にガラス類は危険ですから袋か箱に入れること。

② 下水の清掃

町をきれいにするためには、まず下水の清掃からではないでしょうか。

これらから、このような下水から汚染の原因となるところを、

これは共同作業として各町内ごとに集まって清掃すれば大変きれいになることではないでしょうか。

この内容の中には、茂木婦人の家一泊二日の宿泊学習、県の施設を一日見学する「目で見る環境教室」への参加などが予定されています。

五月二十五日午前九時から南犬飼地区の学校が開講し、交遊法規について青木留吉派出所長の講話があり、みんな熱心に勉強しました。

**婦人学級が開講**

壬生町教育委員会は、地婦婦人の教養を高め、家庭のあわせと明るく豊かな郷土づくりのため壬生、稲葉、南犬飼のそれぞれの地区で婦人学級が開講されました。

この学級の行状は、もうたくさんで、十数回にわたって、交通法規、茶花道、郷土の歴史などについて、それぞれ講師を特に依頼して行なわれます。

この内容の中には、茂木婦人の家一泊二日の宿泊学習、県の施設を一日見学する「目で見る環境教室」への参加などが予定されています。

## 農業委員選挙

# 農政へ清い一票を

### 投票日は七月十四日

壬生町農業委員会委員の選挙が七月十四日(金)に行なわれます。

選挙する委員は十八人で、告示は七月七日、立候補の締め切りは八月、投票は十四日に町内十七カ所の投票所で行ないます。

農業委員の任期は三年で、こんどの選挙に選ばれた人は、農家の意志を代表して向う三年間町の農政を担当します。選挙の際は、このような仕事と安心感。

農業委員は、これから農家の立場から農政の推進する重要な任務もついています。もって具体的に説明しますと

(一) 農地事務の適正な処理

(二) 農業振興地域整備に基づき農地の適正な移動とあつらへ

(三) 農業者の生活改善

(四) 後継者の養成確保

(五) 農家の利益を代表

みなさんが選ぶ農政の推進役

① 農家の利益を守り、農家の意見を行政に反映させる農政活動

② 年令が満二十歳以上であること

③ 第二次農業構造改革事業の推進

④ 新しい農業技術の導入や経営改善の推進

⑤ 後継者の養成確保

みなさんが農業者や生活に直接大きな影響をおよぼす仕事を担当する重要な任務を持っています。

町内の農業委員は現在二十三人以上のほかに、議会から推薦される町長が選出されますが、委員のうち大部分は農業者自身を選ばれています。

## 農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、農業者の要望によって制度された年金で、一般社員などで行なわれている厚生年金と同じように、農業者にも老後の生活の安定、福祉の向上、加えて農業の近代化がされる目的で四十六年二月一日から発足しました。

今年四月末まで本町では、四百五十八人が年金に加入しています。

この制度の内容を知らないため、加入していない方も相当多い状況です。

農業者年金に加入でき

この年金の仕組みは、保険料が月七百五十円で三月ごとに農協が徴収し、年金の支給は、農業を後継者に譲る場合や農地を他人に売るか貸して農業をやめたときは六十歳から六十五歳まで経費移譲年金(AおよびB)を最低月額八千円(五割保険料を納めた者)、二十年納めると月一万六千円支給し、六十五歳以降は国民年金(DおよびE)と併せて農業者老齢年金(C)を支給されます。

まだ加入されていない方(名簿は各農事担当宅にあります)は、農協に加入申し込みをお願いします。

なお、その他いろいろのことについては役場内農業委員会事務局へお問い合わせください。

